

令和元年第5回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年5月20日（月） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（21名）

12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭
16番	柿園藤男	17番	帖佐達郎
18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	濱田誠	21番	徳留伸一
22番	野元秀一	23番	下屋敷正
24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守
28番	大迫勝哉	29番	竹之内重則
30番	熊田孝治	31番	黒瀬陸朗
32番	米永正幸	33番	坂元智一

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃
農地中間管理事業推進員	外川内勉

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（5件）
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について（10件）
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について（1件）
- (4) 議案第4号 非農地証明について（3件）
- (5) その他

6 その他

事務局長 　ただ今から令和元年第5回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中21名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、
9番 栗牧伸一委員， 1番 坂元勝志委員をお願いいたします。

　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　（なしの声あり）

　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
（下大迫） 　農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局 　5－1番について説明をいたします。担当推進委員が欠席ですので、代わりましてご説明いたします。申請地は平成31年3月の総会で許可された農地の隣地であります。受人の●●さんは株式会社●●の息子さんでございます。先ほども申しましたが隣地はすでに許可が出ている場所です。境界、進入路等しっかりしておりまして特に問題はないということで報告を受けております。以上です。

事務局 　同じく担当推進委員が欠席ですので、代わりまして5－2番について説明いたします。申請地は受人の●●さんの自宅前の畑でありまして、以前より渡人の●●さんから譲渡したいとの申し出があったようで、今回、話がまとまったそうです。今後は菜園として利用していきたい話されており、境界、進入路は問題はないとのことです。以上です。よろしくをお願いします。

- 19番委員 5-3番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。宅地の横に申請農地が1筆残っていたということで今回、贈与されるものです。よろしくお願ひします。
- 33番委員 5-4番について説明いたします。譲受人の●●さんは後に出てきます5条申請により家を建築する計画があり●●さんの奥さんが敷地内に菜園が欲しいということで宅地を計画している真横の●●さんの農地を譲り受けられるものであります。進入路、境界等はしっかりしておりましたので、何ら問題はないと思ひますので、審議の方宜しくお願ひ致します。
- 続きまして5-5番について説明いたします。譲受人の●●さんが今回、譲渡人である●●さんの自宅を買われましたが、その際に●●さんが高齢で農業を辞めたいとのことから農地を買っていただきたいと申し出られ話がまとまったようです。●●さんは会社に勤務されながら農業もされておられます。今回購入された農地には野菜等を栽培されるとのことでした。進入路、境界等はしっかりしておりましたので、何ら問題はないと思ひますので、審議の方宜しくお願ひ致します。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- (なしの声あり)
- 意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。
- 事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。
- 14番委員 5-1番について説明いたします。申請地は10ページをご覧ください。場所は、白川田工務店から旧求名駅へ向かう県道沿いになります。進入路、境界ともしっかりしております。申請地は道路からは高い位置にあり排水は進入路近くにある既存の排水溝に接続する計画でした。周辺には支障がないようにするとのことでありました。何ら問題はないかと思われまひます。よろしくお願ひします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員 5-1番について太陽光の設置に関して着工が6月で完了が7月となっていますが、7月までに完了しなかった場合には、再度申請され許可を受けることになりますか。

事務局 工事期間につきましては、申請書に記載されたものであります。場所によってはなかなか着工されない現場、着工されても予定通り完了しないところもあります。今回の申請の7月までに完了しなかった場合に申請をし直すことはありません。完成するまで進捗を報告して頂いております。報告は3か月後とか半年後など完成するまで求めてまいります。ただし、一時転用など期間が決まっているものにつきましては、計画変更などを行ってもらうことになります。

議長 よろしいでしょうか。

7番委員 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-2番と5-3番についてを議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-2番・3番について説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお

願いたします。

3 3 番委員

5—2番と5—3番について説明いたします。譲受人の●●さんは現在、借家住まいでありまして子供が3人おられ手狭となったことから住宅を建築したいことから、今回の申請となりました。ここで、議案集の11ページをご覧ください。申請地は北方町公民館の隣になります。●●さんの実家は武白猿公民会にありますが、実家の近くには適当な土地がなく悩んでおられたところ譲渡人の●●さんが同級生ということで相談されたところ自分所有の土地があるとのことから話がまとまったようです。計画では住宅と倉庫を建築されます。なお、県道からの進入路がないことから5—3番の農地もあわせて購入し一部を農機具置き場とする計画であります。生活排水は合併浄化槽から県道の側溝に流すとのことでした。境界等は確認したところ立会いの上しっかりと復元されており問題はないようです。よろしく願いたします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—2番及び3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—2番及び3番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—4番と5—5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—4番・5番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明を願いたします。

2 2 番委員	5—4番と5—5番について説明いたします。譲受人の●●さんは二渡のがらっぱホテルの会員さんで、ホテル船の管理、点検をされておられます。このほか船大工としても活動されておられる方です。今回、船の置き場について堤防以外に移すよう指導されていましたが、適当な場所がなかったところ、譲渡人の●●さんから譲っていただけるよう話がまとまったようです。今後は、船置場と車庫を設置される計画であります。進入路、境界等しっかりしておりましたので、よろしくをお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
事務局 (松山) 議長	農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。
7 番委員	次の案件もですが、転用後の地目は何になるのでしょうか。
事務局	今回の申請地は雑種地となると思われます。
議長	他にございませんか。 (なしの声あり) 意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—4番及び5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—4番及び5番について、許可することに決定いたします。 なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—6番から5—10番までを議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (松山)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—6番から10番までについて説明 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
1 5 番委員	5—6番から10番について説明いたします。申請地は資料の13ペー

ジの図にありますとおり築詰橋の先から 200m程度入ったところになり、●●商店の米倉庫の周辺になります。5—6番の渡人の●●さんは80歳を超えておられまして長年耕作はしてなく荒地にならないように草払いだけはされていました。5—7番から5—10番の4人の所有者は畜産農家に飼料畑として貸されておられましたが、今回受人の●●さんからトラック等の駐車場、粃干し場にしたいので売っていただけないか相談があり、畜産農家から申請地を返してもらい売ることにしたということでした。施設の排水につきましては、西側に「穴川」が流れており河川に流すとのことでした。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山)

議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明
ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

4番委員 現地調査を行った際に敷地内にある1931—1番については、農地中間管理機構に貸していることから今回は転用できないとのことでした。

農地中間管理機構 そのとおりです。その地番の所有者が経営転換協力金を受給されておられることから10年間は農地を売ることはできません。

4番委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—6番、7番、8番、9番及び10番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5—6番、7番、8番、9番及び10番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (福留) 議案第3号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

- 議長 　　ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。
- 12番委員 　　現地を確認してまいりました。以前はたばこが栽培されていましたが今回は天瀬さんが飼料畑として借りられるようです。進入路、排水路や境界はしっかりしていました。
- 議長 　　議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
- (なしの声あり)
- よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局
(松山)
議長 　　議案第4号「非農地証明願いについて」説明
- ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
- 30番委員 　　5-1番について報告いたします。申請地は黒鳥公民会内にあるサツマ食品の近くになります。以前は梅園でしたが、管理をされなくなって10年ほど経過しているとのことで、現在は管理もされておらず一部竹も生えて山林化しておりまして、元に戻すことは不可能と判断いたしました。ご審議ください。
- 33番委員 　　5-2番について報告いたします。議案集の15ページをお開き下さい。申請地は●●さん宅から100mほど南に行った所になります。申請地の北側に河川がありますが、唯一の進入路であります橋が壊れていまして農業機械等が入っていけないということから、ここ10年ほど耕作されておらず竹や雑木が生えている状況でした。今後進入路がないことから耕作は不可能と判断いたしました。以上です。
- 27番委員 　　5-3番について報告いたします。申請地は薩摩郡医師会病院の近くになります。15、6年前から田を耕作しておられず、現在は竹が入ってきていました。この土地を復元することは無理であると判断いたしました。
- 議長 　　ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
- (なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局 別紙資料について
・非農地判断リストの配布について

議長 ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

24番委員 該当者へ推進委員が配布することになるのか。

事務局 郵送料がないことや説明が必要なことから、今後、法務局とも打ち合わせを行います。全地区を一挙に行わず計画的な配布をお願いすることとしています。

議長 他にございませんか。

23番委員 アンケート調査時に最新の農地の情報が欲しい。以前貰っている。

事務局 検討して来月回答いたします。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和元年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 以上で総会を終了いたします。
全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員